

平成23年 No.6

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

制定理由

専決事項の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 2 月 2 2 日 事務協議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成23年 3 月 1 5 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規則第 2 号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：専決事項の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (供閲文書) <u>第7条 供閲文書についても、別表第2に準じて、供閲するものとする。</u> (規則の改廃) <u>第8条</u> この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。 [省略] <u>附 則</u> <u>この規則は、平成23年3月15日から施行する。ただし、別表第2の(9)に係る事項については、平成23年1月1日から適用する。</u>	[省略] <u>第7条</u> この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。 [省略]

別表第2
(共通)

事 項	名 義 者	専 決 者
〔省略〕		
(9) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書	学 長	部局の長又は 附属学校長
教育職員 (部局の長及び附属学校運営参事を除く。) 課長 (監査室長を含む。) 以上の事務職員 (事務局長を除く。)	学 長	<u>直 属 の 上 司</u>
(10) 超過勤務命令、休日勤務命令、特殊勤務命令、 <u>旅行命令、出張報告及び公務外出勤務命令に関する文書</u>	学 長	部局の長又は 附属学校長
教育職員 (部局の長及び附属学校運営参事を除く。) 課長 (監査室長を含む。) 以上の事務職員 (事務局長を除く。)	学 長	<u>直 属 の 上 司</u>
上記以外の職員	学 長	附属学校長又は 主管課長
〔省略〕		
(14) <u>規程等の制定及び改廃に関する文書 (役員会及び教育研究評議会の承認を得たものに限る。)</u>	<u>学 長</u>	<u>事 務 局 長</u>

別表第2
(共通)

事 項	名 義 者	専 決 者
〔省略〕		
(9) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書	学 長	部局の長又は 附属学校長
教育職員 (部局の長及び附属学校運営参事を除く。) 課長 (監査室長を含む。) 以上の事務職員 (事務局長を除く。)	学 長	<u>事 務 局 長</u>
(10) 超過勤務命令、休日勤務命令、特殊勤務命令及び公務外出勤務命令に関する文書	学 長	部局の長又は 附属学校長
教育職員 (部局の長及び附属学校運営参事を除く。) 課長 (監査室長を含む。) 以上の事務職員 (事務局長を除く。)	学 長	<u>直 属 の 上 司</u>
上記以外の職員	学 長	附属学校長又は 主管課長
〔省略〕		

